

人工心臓管理技術認定士認定試験・資格更新付則

第1条 受験資格

受験申請を希望するものは以下の項の基準を有することとする。

1. 日本臨床補助人工心臓研究会会員（施設会員を含む）、または構成4学会のいずれかの学会員であること。
 2. 心臓血管外科専門医認定機構が認定する認定修練施設（関連施設を含む。）または日本循環器学会指定研修施設において、下記の経験年数（※注1）を満たす者であること。
 - ① 臨床工学技士 経験 3年以上
 - ② 看護師 経験 3年以上
 - ③ 医師 経験 3年以上（ただし心臓血管麻酔専門医・心臓血管外科専門医 経験 1年以上）
 3. 本邦で製造販売承認されている全ての（補助）人工心臓システムについて各製造販売企業が開催するデバイス管理研修セミナーを受講し、研修修了資格を有すること。
各製造販売企業が発行する研修修了書を提出すること。
 4. 日本臨床補助人工心臓研究会、または日本胸部外科学会・日本心臓血管外科学会・日本人工臓器学会・日本体外循環技術医学会の人工心臓・補助循環に関連したセッション、日本人工臓器学会教育セミナー（当該年度も含む）、日本体外循環技術医学会教育セミナー、人工心臓と補助循環懇話会（AHACの会）、DT研究会に5年間に5回以上参加した者。
但し、日本臨床補助人工心臓研究会もしくはDT研究会に1回以上参加すること。
 5. 5症例以上の『補助人工心臓治療症例記録』を添付すること。（附則1参照）
 6. 医療法に定める病院に常勤していること
- 以下に該当する者は除く（資格更新についても同様とする）。

- ・精神病患者または向精神薬、覚醒剤、麻薬、大麻、アヘンの常用者、もしくはその影響が認められる者
- ・目が見えない者、耳が聴こえない者もしくは口がきけない者

第2条 試験方法

筆答試験及び口頭試験とする。

第3条 申請書類

本規定により受験を希望するものは、以下の項の書類を提出する。

1. 受験申請書
2. 受験票
3. 受験資格の各証明書
臨床工学技士・看護師・医師免許証の写し
4. 日本臨床補助人工心臓研究会、日本胸部外科学会、日本心臓血管外科学会、日本人工臓器学会、日本体外循環技術医学会、日本体外循環技術医学会教育セミナー、AHACの会

- の参加証、D T研究会日本人工臓器学会教育セミナーの受講証明書の写し(5回分以上)
5. 5症例以上の『補助人工心臓治療症例記録原本』の写し(附則1に従った場合はそれぞれの証明書で代替してよい)
 6. 受験料振込み時の受領証の写し

第4条 受験料

申請者の納入する費用は以下のとおりとし、納入された費用は、いかなる理由があろうとも、返却しない。

認定試験 10,672円(受験料10,000円郵送料672円)・資格更新 5,000円

第5条 合格発表の通知及び認定証・資格更新証の交付

1. 合格発表の通知は事務局より行う。合格者受験年の日本人工臓器学会にて認定証を交付する。資格更新年の日本人工臓器学会にて資格更新証を交付する。

第6条 個人情報の開示する場合の取り扱い

認定試験合格者および資格更新者は氏名を日本臨床補助人工心臓研究会および日本人工臓器学会ホームページ等により開示することがある。

但し、必ず当事者の確認を得てから開示する。

第7条 人工心臓管理技術認定士認定資格失効時の救済措置

資格を失効した場合には、事情を考慮し試験を免除することがある。

第8条 資格更新に必要な条件

1. 日本臨床補助人工心臓研究会、または日本胸部外科学会・日本心臓血管外科学会・日本人工臓器学会・日本体外循環技術医学会の人工心臓・補助循環に関連したセッション、日本人工臓器学会教育セミナー、日本体外循環技術医学会教育セミナー、人工心臓と補助循環懇話会(AHACの会)、D T研究会に5年間に5回以上参加した者。

但し、日本臨床補助人工心臓研究会もしくはDT研究会に1回以上参加すること。

なお、筆頭演者として上記学会等で人工心臓に関する発表をした場合、上記学会の学会誌に筆頭著者として人工心臓に関する論文を発表した場合は、学会等への出席1回分として含めてよい。

2. 常勤の病院勤務を原則とする。
3. 5年間に5症例以上の『補助人工心臓治療症例記録原本』の写しを添付すること。(附則参照)

第9条 資格更新申請書類

1. 資格更新申請書
2. 日本臨床補助人工心臓研究会、日本胸部外科学会・日本心臓血管外科学会・日本人工臓器学会・日本体外循環技術医学会の人工心臓・補助循環に関連したセッション、日本人

工臓器学会教育セミナー、日本体外循環技術医学会教育セミナー、人工心臓と補助循環懇話会（AHAC の会）、DT 研究会に 5 年間に 5 回以上参加した受講証（ネームカード）の写し。

3. 更新料振込み時の受領証の写し。
5 症例以上の『補助人工心臓治療症例記録』を添付すること。（附則 1 に従った場合はそれぞれの証明書で代替してよい）
4. 受験要項・更新規約・認定資格の再取得については、日本臨床補助人工心臓研究会および日本人工臓器学会ホームページに掲載する。

附則：

5 症例の補助人工心臓治療経験として以下の代替規定を設けます。

- 1) 所属施設において 3 症例以上の補助人工心臓治療経験を有すること。
なお、症例経験には病床・外来における VAD 患者管理も必要です。
- 2) 補助人工心臓植込み・駆動実習を含む補助人工心臓研修コースに出席した場合、1 症例の治療経験と同等と算定する。（研修コースのプログラム内容を含む修了証明書のコピーを提出すること、プログラム内容の適正については認定委員会が判定する）現在、認定委員会で認定している補助人工心臓研修コースは以下のとおり。
 - (1) 東京大学・東京女子医科大学共催の補助人工心臓研修コース
 - (2) JACVAS 研修コース（但し経験症例 1 例の代替とする場合は一日の実習を VAD 施設で追加することが必要）
 - (3) 大阪大学主催西日本 VAD 研修コース
 - (4) 東北北海道地区補助人工心臓研修コース
 - (5) 九州・沖縄地区 VAD 研修コース※ (1)～(5) それぞれのコース 1 回分を 1 症例分としてカウントすることができる。但し、5 年間のうち、上記コースを複数回出席しても 1 症例のみのカウントとする。
- 3) 複数例の補助人工心臓治療症例を持つ施設において研修（実働 2 日以上）をした場合、1 症例の治療経験と同等と算定する。（研修施設責任者の証明書を提出すること、研修（実習）内容の適正については認定委員会が判定する）
- 4) 所属施設で 3 症例以上の補助人工心臓治療経験を有しない場合においても、3) の規定に定める治療経験を含めて 3 症例以上の補助人工心臓治療経験を有している場合は、口頭試験の合格により「人工心臓管理技術認定士資格」を更新することができる。

以上

2011 年 3 月 10 日改定

2013 年 3 月 14 日改定

2014 年 3 月 19 日改定

2015 年 3 月 24 日改定

2016 年 3 月 16 日改定

2017 年 3 月 30 日改定、直ちに施行